



島根県報

令和3年6月18日（金）

第 218 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	（障がい福祉課）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定	（ 〃 ）	2
障害福祉サービス事業者の指定		
土地改良区の定款変更の認可	（農村整備課）	2
解除予定保安林	（森林整備課）	2
保安林の指定施業要件の変更（2件）	（ 〃 ）	3
県単、県営治山事業実施要綱の一部改正	（ 〃 ）	4
島根県森林整備工事入札参加資格審査要綱の一部改正	（ 〃 ）	4
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	（中小企業課）	4
急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂防課）	5

【特定調達公告】

島根県立隠岐水産高等学校小型実習船「みこしま」建造工事に係る一般競争入札の実施	（教育施設課）	5
情報保護システムの賃貸借及び附帯する導入業務委託に係る一般競争入札の実施	（警察本部）	8

【選管告示】

政治資金規正法の規定による設立の届出のあった政治団体		10
政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった政治団体		11
政治資金規正法の規定による解散の届出のあった政治団体		13
政治資金規正法の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出のあった資金管理団体		13

【公安規則】

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	（警察本部）	14
--------------------------	--------	----

【正 誤】

令和3年6月4日付け島根県報第214号中	（水産課）	14
----------------------	-------	----

告 示**島根県告示第423号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により告示する。

令和3年6月18日

島根県知事 丸 山 達 也

放課後等デイサービス

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社 高山建設	放課後等デイサービス W a k u ² きゃんぱす	浜田市西村町1433-31	令和3年5月1日

島根県告示第424号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和3年6月18日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社結水織	就労継続支援A型 就労継続支援B型	就労継続支援事業所 ミライカ（未来花）	出雲市東園町540番地1 C ROCCHIO（クロッキオ）1階	令和3年5月1日
合同会社りた	居宅介護 重度訪問介護	ヘルパーステーション 真	浜田市殿町79番地44	令和3年5月1日
社会福祉法人 浜田市 社会福祉協議会	生活介護	野原デイサービスセン ター	浜田市野原町859-1	令和3年6月1日

島根県告示第425号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、浜田市土地改良区の定款変更を令和3年6月10日付
けて認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年6月18日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第426号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年6月18日

島根県知事 丸 山 達 也

1 解除予定保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町中村荷場山858-6、858-8から858-10まで、858-12、858-28、858-34

- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

島根県告示第427号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和3年6月18日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
隠岐郡西ノ島町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び西ノ島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第428号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和3年6月18日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
隠岐郡西ノ島町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び西ノ島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第429号

県単、県営治山事業実施要綱（昭和36年島根県告示第553号）の一部を次のように改正する。

令和3年6月18日

島根県知事 丸 山 達 也

第10条第1項中「農林振興センター」を「農林水産振興センター」に改める。

様式第1号中「印」を削る。

附 則

この告示は、令和3年6月18日から施行する。

島根県告示第430号

島根県森林整備工事入札参加資格審査要綱（平成18年島根県告示第11号）の一部を次のように改正する。

令和3年6月18日

島根県知事 丸 山 達 也

様式第4号（注）2中「農林振興センター」を「農林水産振興センター」に改める。

附 則

この告示は、令和3年6月18日から施行する。

島根県告示第431号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和3年6月18日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグストア ウェルネス隠岐の島店 隠岐郡隠岐の島町下西791-2外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社竹田組 代表取締役 竹田 栄人 隠岐郡隠岐の島町中町名田ノ一、7-3

(3) 変更しようとする事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）3か所

（変更後）2か所（敷地内東側出入口閉鎖）

(4) 変更する年月日

令和3年6月9日

2 届出年月日

令和3年6月8日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

隠岐の島町商工観光課（隠岐郡隠岐の島町下西78番地2）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第432号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年6月18日

島根県知事 丸 山 達 也

1 区域の名称 下市下（追加）

2 土地の表示

平成4年島根県告示第391号（下市下区域に限る。以下「告示」という。）で指定した標柱1号と次に掲げる地番の土地に存する標柱13号を結んだ線、標柱13号から23号までを順次に結んだ線及び告示で指定した標柱1号と次に掲げる地番の土地に存する標柱23号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
飯石郡飯南町下赤名497番4	13号
” 3537番	14号及び15号
” 497番3	16号及び17号
” 497番3先道	18号及び19号
” 480番2	20号
” 495番2先道	21号
” 495番1	22号
” 496番4	23号

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和3年6月18日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

島根県立隠岐水産高等学校小型実習船「みこしま」建造工事 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書、建造仕様書、一般配置図及び仕様特記事項（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 納入期限

令和4年3月31日（木）

(4) 納入場所

島根県隠岐郡西郷港の島根県が指定する場所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

2 入札参加者の資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、平成31年から平成33年までの入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「5車両船舶類」小分類「(2)船舶」に登録されている者であること。

(5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買若しくは製造の請負等の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

(6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局（問合せ先）

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階

島根県教育庁教育施設課

電話 0852-22-6601

F A X 0852-22-6016

(2) 入札説明書の閲覧期間及び閲覧方法

令和3年6月18日（金）から同年7月29日（木）までの間、島根県ホームページの「入札情報」へ掲載するので、入札に参加を希望する者は、本公告掲載のホームページの「入札説明書閲覧申請書」に必要事項を記入及び押印の上、F A Xで上記の部局へ送付すること。

(3) 入札書の提出期限等

日時 令和3年7月29日（木）午前10時まで

（郵便入札にあつては、令和3年7月29日（木）午前9時30分必着）

場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎 教育委員室

（郵便入札にあつては、(1)の場所）

(4) 開札の日時及び場所

日時 令和3年7月29日（木）午前10時

場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎 教育委員室

4 その他

(1) 契約の手續に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を入札時に納付しなければならない。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付しなければならない。ただし、島根県会計規則第69条の2第1号、第3号又は第7号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した事前提出書類を3の(1)の場所に令和3年7月14日（水）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 契約書の作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 再度入札

再度入札は、1回を限度とする。

(9) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県（教育施設課）に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Small training vessel, MIKOSHIMA , 1 set

(2) Deadline for Tender : 10 : 00 a.m. July 29, 2021

(Applications by mail must arrive at the Office above by 9 : 30 a.m. July 29, 2021)

(3) Please tender all information to : C/O Educational Facility Division, Secretariat of Board of Education of Shimane Prefecture 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8502 Japan

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和3年6月18日

島根県警察本部長 堀 内 尚

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

情報保護システムの賃貸借及び附帯する導入業務委託 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 賃貸借期間

令和4年1月1日から令和8年12月31日まで

(4) 委託期間

契約の日から令和3年12月27日まで

2 入札方法

(1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出することができる。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「14借入品」小分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。

なお、賃貸借物品等を第三者をして貸し付けようとする者にあつては、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「1 文具・事務用機器類」小分類「(4)情報処理機器」又は営業種目が大分類「14借入品」小分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。

(5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除

措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

- (7) 本件公告により賃貸借物品等を第三者をして貸し付けようとする者にあつては、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。その際、第三者は、(1)、(2)、(3)、(5)及び(6)の要件を満たす者であり、かつ、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「14借入品」小分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。
- (8) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の認定を受けた者であること。

4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話 0852-26-0110 内線 2241、2242

5 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付方法

本公告の日から令和3年7月15日（木）までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難しい場合は次により交付する。

ア 交付期間

本公告の日から令和3年7月15日（木）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

4の場所

(2) 入札説明会

行わない。

6 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和3年7月15日（木）正午までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

7 入札期間、開札日時等

(1) 電子調達システムによる入札の期間

令和3年7月28日（水）午前9時から同月29日（木）午後4時まで

(2) 書面による入札の日時、場所等

ア 日時

令和3年7月29日（木）午後4時まで

イ 場所

4の場所

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和3年7月29日（木）午後4時までに到着していること。

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年7月30日（金）午後2時

イ 場所

島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部7階 聴聞室

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合（入札保証金の免除に関する誓約書を提出した場合を含む。）は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合（契約保証金の免除に関する誓約書を提出した場合を含む。）は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県警察本部警務部会計課に通報すること。
なお、当該通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : Lease and introduction of information protection system,
1 set

(2) Period for tender by electronic bidding : From 9 : 00 a.m. July 28, 2021 to 4 : 00 p.m. July 29, 2021

(3) Time limit for tender by bringing : 4 : 00 p.m. July 29, 2021

(Bids by post must be received by 4 : 00 p.m. July 29, 2021)

(4) Contact point for the notice : Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department,
Shimane Prefectural Police Headquarters, 8-1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8510 Japan

TEL : 0852-26-0110 (ext.2241 or 2242)

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により設立の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

令和3年6月18日

島根県選挙管理委員会委員長 大野敏之

1 政党

(1) 国会議員関係政治団体の政党の支部

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
立憲民主党島根県第2区総支部	亀井 亜紀子	芦谷 英夫	江津市和木町610-3	令和3年5月20日

(2) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党島根県安来市第一支部	田中 明美	澤田 光男	安来市飯梨町157-1	令和3年4月26日

2 その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
牛尾博文後援会	福嶋 睦夫	太田 正巳	邑智郡美郷町吾郷430番地	令和3年6月1日
戸谷ひとみと飯南町を楽しむ会	戸谷 ひとみ	戸谷 哲也	飯石郡飯南町長谷90	令和3年5月12日
西原慎治後援会	樋ヶ 昭義	樋ヶ 司	邑智郡美郷町小松地365	令和3年5月25日
宮脇竜治後援会	宮脇 竜治	宮脇 竜治	邑智郡美郷町浜原179-8	令和3年4月30日

島根県選挙管理委員会告示第29号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

令和3年6月18日

島根県選挙管理委員会委員長 大野敏之

1 政党

(1) 国会議員関係政治団体の政党の支部

名 称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
国民民主党島根県第2区総支部	折川 朋子	代表者の氏名	折川 朋子	珍部 芳裕	令和3年6月1日

(2) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名 称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
公明党松江総支部	太田 哲	代表者の氏名	太田 哲	吉野 和彦	令和3年5月24日
		主たる事務所	松江市北堀町227	松江市西川津町718-22	

		の所在地			
自由民主党島根 県建設支部	中筋 豊道	会計責任者の 氏名	山岡 雄二	見継 敏博	令和3年5月25日
自由民主党四見 町支部	河本 亮	代表者の氏名	河本 亮	斎藤 惟人	令和3年4月24日
		会計責任者の 氏名	斎藤 光	前田 正則	
日本共産党島根 県委員会	上代 善雄	代表者の氏名	上代 善雄	後藤 勝彦	令和3年5月23日
		会計責任者の 氏名	上代 善雄	後藤 勝彦	
立憲民主党島根 県総支部連合会	亀井 亜紀子	主たる事務所 の所在地	松江市津田町301	松江市津田町301リバー サイドマンション1階	令和3年4月28日

2 その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者 の氏名	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
岩崎つとむ後援会	安松 智	代表者の氏名	安松 智	安松 正	令和3年4月11日
うえさだあきひと 後援会	皆美 佳邦	会計責任者の 氏名	山田 友子	木村 和夫	令和3年4月23日
		主たる事務所 の所在地	松江市東出雲町揖屋 1041番地	松江市東本町1-5	
島根県歯科衛生士 連盟	小村 正子	代表者の氏名	小村 正子	日野 由喜	令和3年5月9日
		会計責任者の 氏名	稲田 和美	吉田 ちかみ	
島根県司法書士政 治連盟	原 信次	代表者の氏名	原 信次	吉村 信	令和3年5月22日
		会計責任者の 氏名	長野 誠司	藤井 敬久	
島根県商工政治 連盟	高橋 日出男	代表者の氏名	高橋 日出男	石飛 善和	令和3年6月1日
		会計責任者の 氏名	植田 良治	葛西 章	
		主たる事務所 の所在地	雲南市加茂町東谷374 -2	松江市東朝日町226- 103	
島根県土地家屋調 査士政治連盟	木戸 芳己	会計責任者の 氏名	中島 郁史	石橋 淳二	令和3年5月21日
島根県農業者政治 連盟	山中 康樹	代表者の氏名	山中 康樹	福間 勉	令和3年4月27日
島根県酪農政治連 盟	森原 孝文	会計責任者の 氏名	須山 弘	須山 幸夫	令和3年4月15日
社会民主主義フォ ーラムしまね	奥迫 敏	主たる事務所 の所在地	益田市下本郷町69番地 1	江津市和木町610番地3	令和3年5月30日
角ともこ後援会 (とまちゃんクラ ブ)	中嶋 春喜	代表者の氏名	中嶋 春喜	田村 節美	令和3年4月25日

全日電工連政治連盟島根県支部	日野 友晴	代表者の氏名	日野 友晴	赤沼 高男	令和3年6月1日
全日本不動産政治連盟島根県本部	山根 潤	会計責任者の氏名	梶谷 圭一	濱名 毅行	令和3年5月21日
出川桃子後援会	菖蒲 周一	主たる事務所の所在地	松江市天神町83	松江市新雑賀町8-12	令和3年4月30日
松江市議会志翔の会	川島 光雅	政治団体の名称	松江市議会志翔の会	松江市議会真政クラブ	令和3年4月22日
		代表者の氏名	川島 光雅	南波 巖	

島根県選挙管理委員会告示第30号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年6月18日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	解散年月日
石原真一後援会	石原 真一	令和3年5月28日
内田勇後援会	内田 勇	令和3年5月12日
うちだ咲子後援会	内田 咲子	令和3年5月26日
かつべ順子後援会	勝部 順子	令和3年5月12日
佐藤みつる後援会	渡部 進	令和3年3月31日
篠原栄後援会	篠原 栄	令和3年5月12日
田中利徳後援会	田中 利徳	令和3年5月20日
山代ひろし後援会	松井 守樹	令和3年3月31日

島根県選挙管理委員会告示第31号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定により資金管理団体でなくなった旨の届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

令和3年6月18日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
内田 勇	内田勇後援会	令和3年5月12日
内田 咲子	うちだ咲子後援会	令和3年5月26日
勝部 順子	かつべ順子後援会	令和3年5月12日
篠原 栄	篠原栄後援会	令和3年5月12日

公 安 委 員 会 規 則

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月18日

島根県公安委員会委員長 上 代 裕 一

島根県公安委員会規則第7号

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

島根県警察の組織に関する規則（平成7年島根県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第12条第7号中「金属屑の取扱に関する条例」を「金属くずの取扱いに関する条例」に改める。

第33条中「4課」を「3課」に、
「外事課」を「外事課」に改める。
「警衛対策課」

第35条の3を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

正

誤

令和3年6月4日付け島根県報第214号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
5	島根県告示第396号中	令和3年5月14日	令和3年5月22日